

第8回 郡上市住民自治推進懇話会 要録

【日時】 平成24年7月20日（火） 午後7：30～9：30

【会場】 郡上市役所 本庁舎4階 大会議室

【要録】

1. 開会 午後7時30分

2. あいさつ

（座長）

（市長公室長）

3. 協議事項

1）前文について

＊座長より、素案策定委員での前文案作成の経緯、前文案・逐条解説について説明

（委員）

- ・「たからもの」を地域資源という解釈だと無形の文化や芸能が含まれない感じがし、その中でもそのまま残すべきもの、時代にあわせる等かたちをかえて残すものとあるが表記方法について考慮が必要。
- ・「郡上市としてひとつにまとまる」とすると意図的にまとめるという意味合いや作業が必要となる。協働は過程であり、まとまるという表現に違和感がある。
- ・「責務」「責任」について前文に明記する必要がある。

（座長）

- ・「協働によるまちづくり」の事例としては、大和でのNPOコミシス郡上による窓口業務、石徹白での団体提案型の協働事業等、高鷲の公民館での自殺予防等の講演会がある。

（委員）

- ・「責任」の解釈が正しく伝わるような文書が必要。
- ・「快適」を求めて市民は努力し繋がるということを経験を通じて実感している。「快適」という言葉はキーワードになり得る。

（委員）

- ・河川名等、具体的な名称の明記は控えた方がよい。
- ・実現可能な事柄を明記することを入れるべき。

（委員）

- ・役割を明確にすることで、「強制」と理解されたり、それ以外はやらなくていいと理解されないか心配。また、今できている地域からすると違和感を覚える。
- ・「7つの地域」はない方がよい。

（座長）

- ・「7つの地域」については、もう少し細かい地域単位において独自の風土や文化があるものの、7地域が合併して「郡上市」が誕生したことから「7つの地域」と表現したが、意味合いとしてはさまざまな個性をもった地域をあらわすための「象徴」として考えて表記した。

（委員）

- ・長いスパンで考えた場合、30年後に「7つの地域」という表現が理解されるだろうか。むしろ具体的な町村名によって表現したらどうか。

（委員）

- ・市内のある地区において、広告看板が多たてられたことで観光地としての景観が損なわれかけていると感じるが、なかなか有効な手立てがないとして住民から相談された。住民の自発的な行動に行政が支援、連携することは協働のチャンスであり、協働や自治について市民の理解を得るための具体事例になりえる。

（座長）

- ・今の事例については、市民協働センターにおいて協議したい。
- ・それでは、ひとまず今後の作業となり得るであろう「規定内容」に関する資料について説明を行い、その後ふたたび意見をいただくこととする。

2) 規定内容について

＊事務局より規定内容資料の説明を行う。

(座長)

- ・今後、策定委員会において盛り込む規定について協議し素案を作成し、全体会の場においてお諮りしたい。

(アドバイザー)

- ・前文の定義について、まずはご理解をいただくことが必要。(資料をもとに説明)
- ・7つの地域について、今の市民であれば共通認識の内容であるが、30年、50年、100年後の世代にとっては、分からなくなるおそれがあるので、7つの地域の文言をいれるのであれば、個別の地域名を入れる必要があると思われる。自治基本条例は、長く継続することを前提に考える必要がある。
- ・「たからもの」については、風土、伝統以外も含むものとするのであれば、この表記では伝わりにくい。
- ・事業者やNPOも含めて「市民」とする自治条例もあるが、今後規定や条文を作成する際に改めて考慮する必要がある。
- ・自治条例における「責務」については、一般的な「責務」という意味合いよりもゆるやかなもので、市民の主体性によるものが望ましいとするのが一般的である。
- ・行政と議会における権利や権限については自治法との関係を含めて考慮する必要がある。

(委員)

- ・条例の必要性が感じられるものでなくてはいけない。

(委員)

- ・条例策定の理由やきっかけ、必要性を今一度整理しないと市民からは理解されない気がする。
- ・市民の主体性に任せるといえるものであるならば、果たして制定後に活用されるのか不安を感じる。責任を明確に記した活用される条例をつくるべきである。

(委員)

- ・本来、個人や地域で行うのが困難なことを行うのが行政の役割だったが、本来地域等で行うべきことまで行政が行ってきたことにより本来のかたちが崩れてきた。しかし、昨今財政的にも困難な状況に陥るなどさまざまなことが原因でそれまでの行政サービスを提供できなくなり、今一度本来のそれぞれの役割や責任について考え、補完しながら地域づくりをしていこうということで現在に至ったと理解している。

(座長)

- ・市民の主体性、責任の明記等、どこまで踏み込んでいくかは今後の議論である。

(委員)

- ・現状や課題を明確にし、それゆえこうしなければならないというような条例を作るのも市民から理解を得るための一つの方法だと感じる。

(委員)

- ・条例策定が懇話会の中での満足で終わらないように、市民との意見交換や自治会等を通じた理解が重要である。
- ・地元で自治条例に関する意見を聞いたが、安全安心な住みよいまちとするための「地域づくり」「まちづくり」を主体とした内容のものを求める声が多かった。
- ・合併から8年目を経過するが、その後の振り返りを含め、住民自治や自治基本条例などについて、地元の自治会や団体に持ち帰り話をする中で論議の裾野を広げることが必要である。
- ・いくつかの自治体の例をみると「自治基本条例」とするものが多いが、郡上市においては郡上市が必要とする条例を策定すべきである。

(室長)

- ・平成18年に総合計画において、補完、自立と自律などを示してきているが、公募や女性委員の登用や参画、行政評価等、行政運営に対する縛りを設けることを含めて市民の方々が主役となるようなルールを条例の中で指し示していくことが大切と思う。

(委員)

- ・合併によってそれぞれの地域の文化までもが一本化され、市民にとって役所が遠い存在に感じられてしまうような懸念を感じることから「地域づくり」を主体においた条例をつくるべきだと考える。

(室長)

- ・先ほどの行政運営に関することについては大きな枠組みを作ることであるが、今委員が言われたことも大切なことであり、それを含めた条例の構成というのは可能であるとする。

(アドバイザー)

- ・もともと自治基本条例の発想は、市民の声が反映しにくい行政主導の運営への不満もあると考えられ、「自治体の憲法」と呼ばれることから行政の縛りという目的もある。
- ・今回配布されている資料で、条例構成イメージを見ていただくと第4章に参画と協働があり、第5章に市政運営に関する項目がある。これは自治基本条例の両輪であり、どちらが欠けてもいけないものである。

(企画課長)

- ・地方自治法改正に伴い、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることの義務付けがなくなったことで、自治基本条例の中に総合計画の位置づけを含む市政運営に係る規定についての議論が必要。
- ・前文については、この条例が地域づくりに主眼を置くものか、それとも市政運営を合わせて構成していくのかということによっても変わってくる。

(座長)

- ・市民のやる気が自治力の向上につながり、地域づくりにつながるということだと感じる。

(委員)

- ・前文案に目を通して良いところばかり書かれているが、将来に向けてマイナスな事柄を並べるのではなく、明るい見方をされて書かれたということがわかった。

(委員)

- ・文化や伝統など地域に関する事柄を具体的に記すのであれば、すべての地域に関することを入れるべきである。ただそれにこだわらなければもっと大きな表現でもよいと思う。

(委員)

- ・以前、市の総合計画策定に関わったが、その計画を市民が周知しているかという点と疑問であり、自治基本条例を制定された自治体においてもそれが住民に周知されていないことが多く、このような条例は制定されたあとの活用が重要である。

(委員)

- ・グループディスカッションによる協議もあってよいと思う。

(室長)

- ・今回は前文ということで一語一句の重要性を感じたが、盛り込む規定や項目について全体的な協議もお願いしたい。

(委員)

- ・地域や住民に周知するには自治会長の理解が重要であり、十分な説明が必要である。

(座長)

- ・今回、素案策定委員会案としてお示しした前文については、今日いただいたご意見や今後、条例の内容を考えていく中で変わっていくものだとご理解いただきたい。
- ・次回の懇話会については素案策定委員会の状況によるが、8月末から9月第一週の間に開催をしたい。

4. 閉会（副座長） 午後9時30分